#### ⑤国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)について



問合(といあわ)せ 本庄市役所(ほんじょう しやくしょ):保険課(ほけんか)

**2**0495-25-1116

児玉総合支所(こだま そうごう ししょ): 市民福祉課(しみんふくしか)

**2**0495-72-1333

#### **1** 公的(こうてき) 医療保険(いりょうほけん)の 種類(しゅるい)

- A 社会保険(しゃかい ほけん) … 会社(かいしゃ)などで 働(はたら)く人(ひと)と その 家族(かぞく)が 入(はい)る 保険(ほけん)
- B 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん) … 市町村(しちょうそん)が 運営(うんえい)する 保険(ほけん)
  - ※Bの 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)は、Aの 社会保険(しゃかいほけん) に 入(はい)っていない 人(ひと)が 入(はい)る 保険(ほけん)です。

医療費(いりょうひ)の 一部(いちぶ)を 支払(しはら)えば 病院(びょういん)の 診察(しんさつ)を 受(う)けることが できます。

※A、B どちらかの 保険(ほけん)に 入(はい)らないと、医療費(いりょうひ)の すべて を 支払(しはら)わなければ なりません。

#### 2 国民健康保険資格(こくみん けんこう ほけん しかく)

本庄市(ほんじょうし)に 住民登録(じゅうみんとうろく)をしている 外国人(がいこくじん) で、3か月(げつ)を 超(こ)えて 滞在(たいざい)する 人(ひと)は 国民健康保険(こくみんけんこうほけん)に 入(はい)らなければ なりません。

# 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)るための 届出(とどけで)

本庄市(ほんじょうし)に 転入(てんにゅう)・入国(にゅうこく)したとき。

会社(かいしゃ)の 社会保険(しゃかい ほけん)を やめたとき【やめた 証明書(しょうめいしょ)が 必要(ひつよう)です。】などは 必(かなら)ず 14 日(にち) 以内(いない)に 手続(てつづ)きをして ください。

また 本庄市(ほんじょうし)から 転出(てんしゅつ:ほかの ところへ いく)・出国(しゅっこく:がいこくへ いく)したときや 会社(かいしゃ)などの 社会保険(しゃかい ほけん)に 入(はい)ったとき 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の 保険証(ほけんしょう)は 使(つか)えなくなります。

その時(とき)は 保険証(ほけんしょう)を 必(かなら)ず 市役所(しやくしょ)に 返(かえ) してください。

#### 4 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)

国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)ったら 必(かなら)ず 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 支払(しはら)う 必要(ひつよう)が あります。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)がいる 世帯(せたい:おなじ ところに すんで きゅうりょうを いっしょに つかっている かぞくなど)の 世帯主(せたいぬし)に 課税(かぜい)されます。

※世帯主(せたいぬし)が 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っていなくても 世帯(せたい)の 中(なか)に 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入 (はい)っている 人(ひと)が いると 世帯主(せたいぬし)が 税金(ぜいきん)を 支払(しはら)う ことに なります。

税額(ぜいがく)は 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている人(ひと) の 前(まえ)の 年(とし)の 所得(しょとく:はたらいて もらった おかね) 固定資産税額 (こてい しさんぜい がく) 世帯(せたい)の 中(なか)の 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人数(にんずう)などで 計算(けいさん)します。

国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 支払(しはら)わないでいると 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)の サービスを 受(う)けることが できなくなります。国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 支払(しはら)う 方法(ほうほう)は 「税金(ぜいきん)と 納税(のうぜい)について」を 見(み)てください。

### 5 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)事業(じぎょう)

- ① 人間ドック助成(にんげん どっく じょせい)
  - 6か月(げつ)よりも 長(なが)く 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 35歳(さい) 以上(いじょう)の 人(ひと)で 国民健康保険税(こくみん けんこう ほけんぜい)を 全(すべ)て 支払(しはら)っている人(ひと)を 対象(たいしょう)に 人間(にんげん)ドックを 受診(じゅしん)した 金額(きんがく)の 一部(いちぶ)を 助成(じょせい)します【一部(いちぶ)の お金(かね)を 出(だ)します】。
- ② 出産育児一時金支給制度(しゅっさん いくじ いちじきん しきゅう せいど) 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)が 出産(しゅっさん:こどもを うむ こと)した ときに お金(かね)を もらえます。
  - ※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかい ほけん)から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)に なりません。
- ③ 葬祭費支給制度(そうさいひ しきゅう せいど)
  - 国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)に 入(はい)っている 人(ひと)が 死(し)んだとき、その人(ひと)の 葬式(そうしき)を した 人(ひと)は お金(かね)を もらえます。
    - ※国民健康保険(こくみん けんこう ほけん)以外(いがい)の 社会保険(しゃかいほけん) から 支払(しはら)われるときは 対象(たいしょう)となりません。

## 6 健康(けんこう)づくりチャレンジポイント事業(じぎょう) (はにぽんチャレンジ)

健康(けんこう)な 生活(せいかつ)を 送(おく)ることが できるように 自分(じぶん)から 健康(けんこう)づくりの 講座(こうざ)などに 参加(さんか)してもらうための 事業(じぎょう)です。

対象(たいしょう)になっている 健康(けんこう)づくり事業(じぎょう)、健康診断(けんこう しんだん)、がん検診(けんしん)、健康講座(けんこう こうざ)などに 参加(さんか)して チャレンジポイントを ためると 商品(しょうひん)と 交換(こうかん)できます。

# 7 医療費(いりょうひ)が 高額(こうがく:お金が たかい)になったとき

1人(ひとり)の 人(ひと)が 1か月間(いっかげつかん)に 同(おな)じ 医療機関(いりょうきかん)に 支払(しはら)った お金(かね)が 所得(しょとく:はたらいて もらう おかね)で 決(き)まった 上限(じょうげん)の 額(がく)を 超(こ)えたとき その超(こ)えた お金(かね)が 後(あと)で 高額療養費(こうがく りょうようひ)として 支払(しはら)われます。 なお 高額療養費(こうがく りょうようひ)に 当(あ)てはまる 場合(ばあい) 申請(しんせい)を 知(し)らせる 手紙(てがみ)を 送(おく)ります。

手紙(てがみ)を 送(おく)るのは、早(はや)くても 病院(びょういん)で 診察(しんさつ)した 月(つき)の 3か月後(さんかげつご)の 月末(げつまつ)となります。

病院(びょういん)への 入院(にゅういん)か 金額(きんがく)の 高(たか)い 通院(つういん)の 場合(ばあい)は 限度額認定証(げんどがく にんていしょう)を もらうことも できます。保険課(ほけんか)に 確認(かくにん)して ください。